

『配偶者控除等の税制改正 企業の源泉徴収等改正にも留意』

今度の税制改正で配偶者控除に納税者本人の収入制限が設けられたことに伴い、企業等が行う源泉徴収等についても改正が行われている。30年1月1日以後に支払われる給与等から適用される。主たる給与等について毎月の源泉徴収では、合計所得金額（見積額）が38万円以下の配偶者がいる場合、本人の合計所得金額が900万円以下になると見込まれるときのみ毎月の給与や賞与に係る源泉徴収税額を求める際に配偶者を源泉徴収税額表の扶養親族等の数に1を加えて計算することとされた。合計所得金額が900万円超になると見込まれる人は、配偶者を扶養親族等として考慮しない。また、30年からは配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額（見積額）の上限が85万円以下に引き上げられ、かつ本人の合計所得金額が900万円以下になると見込まれる場合のみ、配偶者を扶養親族等の数に1人加えて計算する。

他方、年末調整では申告書が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められた。毎月の源泉徴収の計算で配偶者が扶養控除親族として考慮されなかった、合計所得金額900万円超の人で、かつ1000万円以下となる見込みの人は、同申告書を提出して年末調整により配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受ける。



『株式購入の為替差損益は所得 外貨預金活用—申告漏れに注意』

居住者が外貨建て預金を払い出して株式等を購入した場合の税法上の扱いについて、現行の法令には明確な規定がないが、税務当局は購入価額の円換算額と、購入に充てた外国通貨を取得した時の為替レートで円換算した金額との差額（為替差損益）を所得とみなすようだ。実務上申告不要との判断から、申告漏れが生じるケースが散見される。注意が必要だ。この問題を考える上で参考となるのは、国税庁の質疑応答事例「預け入れていた外貨建預貯金を払い出して貸付用の建物を購入した場合の為替差損益の取扱い」。外貨建て預金で貸し付け用の建物を外貨建て取引で購入した場合には、新たな経済的価値（その購入時点における評価額）を持った資産が外部から流入したことで、それまで評価差額にすぎなかった為替差損益が所得税法36条《収入金額》の収入すべき金額として“実現”し、建物の購入価額の円換算額と、購入に充てた外国通貨を取得した時の為替レートで円換算した金額との差額（為替差損益）が所得とされる。株式を購入した場合や、日本円を米ドルに交換し、その後ユーロに交換した場合なども考え方は同様。株購入の場合は、購入価額の円換算額と、購入に充てた外国通貨を取得した時の為替レートで円換算した金額との差額が所得とされる。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます